

山形市求人情報サイト掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形市民の安定雇用と地域企業の人材確保を支援するため、山形市求人情報サイトを創設するに当たり、掲載内容及び当該サイトを利用できる事業主に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載内容の範囲)

第2条 事業主が掲載することができる内容は、自社の求人情報及び企業情報とする。ただし、次に掲げるものは、掲載することができないものとする。

- (1) 正規雇用以外の求人に関するもの
- (2) 法令等に違反したもの
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
- (4) 虚偽の内容によるもの
- (5) 求人募集に見せかけた、売春等の勧誘、あっせん等の疑いのあるもの
- (6) 求人募集に見せかけた、物品の売りつけ、資金集め等の疑いのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(事業主の範囲)

第3条 山形市求人情報サイトを利用できる事業主は、山形市内に本社がある企業の事業主若しくは山形市内に事業所を有し求人の勤務地が山形市内である事業主又は市長が適当であると認めた事業主で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中である事業主
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業主
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する事業主
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する事業主
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する事業主
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業主

- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業を営む事業主
- (8) その存在や活動実態が明確でない団体の事業主
- (9) その他市長が適当でないとした事業主
(事業主の登録)

第4条 山形市求人情報サイトを利用しようとする事業主は、山形市求人情報サイト利用申請書（別記様式第1号）及び掲載内容及び事業主の範囲に関する宣誓書（別記様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、事業主の要件について確認を行い、利用を決定したときは、山形市求人情報サイト事業主登録の完了について（通知）（別記様式第3号）により通知する。

(登録及び掲載の取消し)

第6条 市長は、第2条ただし書又は第3条各号に該当することを確認したとき、又は掲載が適切でないと市長が認めるときは登録及び掲載を取り消すことができる。

(事業主の責務)

第7条 事業主は、掲載内容その他求人に関する一切の責任を負うものとする。

2 事業主は、第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、自己の責任において解決するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、山形市求人情報サイトに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。

年 月 日

（宛先）山形市長

（申請者）住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

山形市求人情報サイト利用申請書

山形市求人情報サイト掲載要綱第4条の規定により申請します。

1 事業所等の状況

主たる事業	
常時雇用する労働者数	
担当部署名	
担当者役職・氏名	
電話・FAX番号（担当部署）	
メールアドレス（担当部署）	

2 添付書類

掲載内容及び事業主の範囲に関する宣誓書（別記様式第2号）

掲載内容及び事業主の範囲に関する宣誓書

【要綱2条関連】

求人情報及び求人に係る企業情報のみ掲載し、次に掲げるものは掲載いたしません。

- (1) 正規雇用以外の求人に関するもの
- (2) 法令等に違反したもの
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
- (4) 虚偽の内容によるもの
- (5) 求人募集に見せかけた、売春等の勧誘、あっせん等の疑いのあるもの
- (6) 求人募集に見せかけた、物品の売りつけ、資金集め等の疑いのあるもの

【要綱3条関連】

私 当社は、下記のいずれにも該当しません。

- (1) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中である事業主
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業主
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する事業主
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する事業主
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する事業主
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業主
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する一般労働者派遣に該当する事業主

(宛先) 山形市長

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市求人情報サイト事業主登録の完了について（通知）

年 月 日付けで申請がありました事業主登録を完了しましたので
通知いたします。

なお、求人情報等の掲載は自らの責任において実施し、下記のID及びパスワード
によって行ってください。

記

1 ID番号 _____

2 パスワード _____

3 その他

（1）山形市求人情報サイト掲載要綱を遵守して活用ください。

（2）第三者による不正改ざんを防止するため、ID及びパスワードの管理には
十分な注意をお願いいたします。

（3）本サイトの効果検証（アンケート）等に関する協力をお願いする場合が
ございます。